

産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会  
容器包装リサイクルワーキンググループ（第4回）

議事録

■開催概要

日時：令和8年4月24日（金）10時30分～11時15分

場所：オンライン開催

■議題

資源有効利用促進法に基づく PET 製容器のラベルレスの拡大について

■議事録

○三牧課長　それでは、定刻になりましたので、ただいまより第4回産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会容器包装リサイクルワーキンググループを開催いたします。

司会を務めますGXグループ資源循環経済課長の三牧でございます。

委員の先生方におかれましては、御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本ワーキンググループは、今回、オンライン形式での開催とさせていただいております。本日の審議につきましては、YouTubeにてTeams会議の映像をライブ配信しております。オンライン形式での開催に当たりまして、通信環境の負荷低減のため、御発言の際を除きましてはカメラをオフ、マイクをミュートに設定していただきますようお願いいたします。

本日22名中21名の委員の方に御参加していただいております、定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

ワーキング開催に先立ちまして、今回の審議より従前のワーキング、前回、9月末から人事異動等で新たに2名の委員に御就任いただきましたので、一言ずつ簡単な自己紹介をお願いできればと思っております。進藤委員、高橋委員の順をお願いいたします。まず進藤委員、御挨拶いただけますでしょうか。

○進藤委員　日本商工会議所の進藤と申します。4月から日本商工会議所産業政策第二

部長に着任しております。これからお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

○三牧課長 ありがとうございます。では次に、高橋委員、よろしく願いいたします。

○高橋委員 日本百貨店協会の高橋でございます。皆様方、御指導いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○三牧課長 よろしく願いいたします。

なお、進藤委員は用務の都合により、11時25分頃に中座される御予定となっております。

それでは、議事のほうに移らせていただきます。議事の進行につきましては、斉藤座長にお願いしたいと思います。斉藤座長、よろしく願いいたします。

○斉藤座長 杏林大学の斉藤でございます。昨年度に引き続きまして、本ワーキンググループの座長を務めさせていただきたいと思っております。円滑な進行に努めてまいりますので、どうぞ御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って、議事を進めさせていただきます。本日の議題、資源有効利用促進法に基づくPET製容器のラベルレスの拡大についてということで、まず資料の御説明について、岡田補佐よりお願い申し上げます。

○岡田補佐 ありがとうございます。経済産業省資源循環経済課の岡田と申します。資料の御説明をさせていただきます。

今回は、容リ制度と密接に関係します資源の有効な利用の促進に関する法律の識別表示に関する制度の見直しの件になります。タイトルについても資源有効利用促進法に基づくPET製容器のラベルレスの拡大としているところでございます。

まず資源法の識別表示の制度の御説明になります。資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づき定められた省令で、指定表示製品と呼ばれるものが指定されております。具体的には紙製容器、プラスチック製容器、ポリエチレンテレフタレート製容器などが該当しますが、これについて再生資源の利用を促進するため、分別回収のための表示ということで、これは識別表示といいますが、製造事業者等に表示を求めているところでございます。

これは消費者が容器包装を消費した後に自治体の排出ルールに従って分別排出をするということになりますが、この表示を見て分別排出をしやすくするために表示されているというものでございます。

識別表示制度が創設されまして、初めて飲料等が充填されたアルミ製の缶、スチール製の缶に表示が求められた当時、平成3年になりますが、それから30年強が経過しまして、

分別排出、分別回収が促進され消費者の意識も定着してきているかと思っております。

また、今回議題となってきますポリエチレンテレフタレート製の容器に飲料を充填したものの、PETボトルに関しても平成5年からPETマークの表示を求めてきているというところがございます。

容器包装の識別表示を取り巻く状況、環境でございますが、刻一刻と変化してきておりまして、消費者の認識率の向上や容器包装の形状の技術開発等によって適切な分別回収という目的を達成しつつ、資源循環の加速という社会的要請も高まってきていると思っております。

そんな中、こうした状況変化に適切に対応しつつ、一層の効果的なリデュース等を推進するため、また、他の法律において求められる法定表示の関係も留意しつつ、識別表示の見直しを検討したいと思っております。

なお、ラベルレスの拡大と今回させていただいておりますが、ラベルレスに関しては、令和2年4月において、PETボトルの識別表示については、いわゆる箱売りの場合において当該箱、つまり外箱に1か所以上PETマークと役割名を表示することで、個々のPETボトルへのラベルを省略する、いわゆるラベルレスを認めたというところもありまして、今回はそのラベルレスの拡大を目指すというものになります。

ラベルレスを拡大に際しまして、他法の法定表示を考慮する必要があると思っております。その表示については大きく3つあると思っております。1つ目は食品表示法、2つ目は計量法、3つ目として、今回の資源法があるかと思っております。今回、ラベルレスについては、これらの法定の条件をクリアして初めてラベルレスにできるかなと考えております。

1つ目の食品表示法に関しては、食品表示法の府令である食品表示基準において、表示すべき名称、原材料名、栄養成分などの項目が定められていますが、それに加えて、その文字サイズ、ポイント数、それから記載事項の省略できる場合の規定が定められているというところでもあります。

ポイントの大きさについては、8ポイントの活字以上の大きさの文字を使用するということになっておりまして、ただし、表示面積がおおむね150平方センチメートル以下のものについては5.5ポイントの活字以上の大きさの使用が認められているということになっております。

このたび、消費者庁が食品表示基準のQ&AでPETボトル飲料でラベル等が添付され

ていない場合は、蓋のみを表示可能面積として差し支えない見解を出しました。ラベルレスのときは表示する面積がPETボトルの蓋の部分のみという判断となりまして、表示可能面積が150平方センチメートル以下となって、一定の記載事項については文字の表記を5.5ポイントとすることが認められるという状況になりました。

これにより、表示事項の記載量が少ない特定の商品においては、ポイントを5.5ポイントとすることで、PETボトルのキャップに食品表示法上の表示が可能となっております。

2つ目として、法定の表示との関係で計量法があると思っております。計量法においても法定の表示がありまして、密封した特定商品の内容量（何ミリリットル）の表記を求めているということになっておりまして、内容量の表記については、商品を購入する者が見やすい箇所に見やすい大きさ及び色とすることとなっております、ポイントなどの具体的な大きさについては定めがないというところでございます。

そういった中、ラベルレスとする場合には、法定表示に関しては、資源法の識別表示の制度が残るというところであると思っております。

資源法の省令では、遵守事項としましてPETボトルのマーク、PETマークを①として容器の底部、または側部に1か所以上刻印すること、②として容器の側部に1か所以上印刷し、またはラベルを貼ることにより表示することを求めているということになります。

①のボトルへの刻印に関しては、PETボトルが分別排出された後、自治体等が回収し選別する際に刻印されたマークを識別して、当該選別を容易にするためというところでありまして、②のラベル等への印刷に関しては、主にラベルにPETマークを表示することにより、消費者がPETマークを認識して適切に分別排出、リサイクル行動をできるようにするために、このPETマークの表示を求めているというところであります。

消費者においてPETマークの認識も浸透してきている中で、①の刻印の表示をもって消費者がPETマークを識別し、これまでと同様なリサイクル行動を取れるということが確認できれば、②の印刷等の表示を省略することを認めることはできないかという問題意識が出てきました。

これによって、ラベルレスとなってラベルの廃棄量の削減に伴う環境負荷低減や、ラベルを剥がす手間を省くことにおける消費者における分別排出の容易化につなげられないかということで今回検討始まったところでございます。

そしてラベルレスでも消費者がPETボトルに刻印されたPETマークを認識し、これまでと同様のリサイクル行動が取れるかのアンケート調査を実施してきたというところで

ございます。

アンケート調査の制度設計については、こちらに表示させていただいているとおりとなっております。

調査手法としては、生活者にPETボトルの実物を見てもらって評価を得る会場調査を行いました。

調査対象者は15歳から79歳の男女で、PETボトル入りの飲料を3か月に1回以上飲用者、もしくは非飲用だが、今後飲用の可能性がある方に聞きました。

調査内容としてKPI（評価指標）を設定しておりまして、KPI①としてラベルレスの刻印のみのボトルでも消費者はPETボトルマークを認識できるかどうかと、KPI②としてラベルレスの刻印のみボトルになったとしても消費者は正しく分別・サイクル行動ができるかを聞きました。

調査対象製品として液色2タイプ用意して実施しておりまして、A群として黒色の液の8ミリの刻印入りのラベルレスの製品Aを準備します。それからB群として透明の水入りを想定したものになりますが、8ミリの刻印入りのラベルレスの製品Bを準備しまして、これで調査対象者にKPI①、KPI②を聞いていただいたところになります。

サンプルサイズについてはA群については312、B群については311でして、こちらの調査結果が75%以上の偏りをもった結果が出てくれば標本誤差プラスマイナス5%以内の結果となるという統計学の考え方に基づいて設計したということになっております。

結果としましては、A群については9割の人が識別、認識できるという結果になっておりますし、B群についても92.3%の方々が認識できたという結果となっております。

KPI②のほう、ラベルレスボトルでも変わらずリサイクル行動ができるかで、「できる・多分できる」と回答したところになりますが、A群については99.7%が「できる・多分できる」という結果になっておりますし、B群についても、「できる・多分できる」の合計が99.0%となっております。

この結果を受けまして、省令になりますが、ラベルレス化の一層の促進を図るため、既存の規定に加え、他の法令の規定による表示が付されないときは、ラベルへのPETマークの表示を省略できることとし、ラベルレスを可能とすることとしたいと思っておりますが、この点について委員の皆様にご議論いただけたらと思っております。

ただし、今回のケースに当てはまるものについては、PETボトルのキャップに全て食品表示法上の表示を書き切ってください必要があると思っております、その表記を全部

書き切るということを満たせるのが、表示するものが少ない水やコーヒーといったものが該当するかと思っております。

また、食品表示法上では150センチ平方メートル未満であれば5.5ポイントで表示することが認められておりまして、この場合はラベルレスとすることができると思っていますが、一般的な小売店舗の販売ではJANコードと呼ばれる、いわゆるバーコードを表示して管理して販売しておりまして、それゆえに必ずラベルを付す必要があるかと思っております。そうすると表示面積がラベル分を含めることで、150平方センチメートル以上になりますので、8ポイントでの表示を求められるということになりまして、この場合はキャップ上に全て書き切ることができないので、結果としてラベルへの法定の表示をする必要があるかと思っております。

したがって、このラベルレスに関しては基本的にはJANコードを付さなくても販売ができる自動販売機での販売を想定しています。この点は、全国清涼飲料連合会からも、自動販売機におけるラベルレス製品販売に関する要望という形で要望を受けて検討を始めたというところもありまして、ラベルレスでの販売は自動販売機での販売を想定しているところになっております。

また、想定される効果に関しては、自販機、全国約200万台ございまして、そこで販売されている水を仮にラベルレスに置き換えた場合について、プラスチック削減量としては年間350トン、またCO<sub>2</sub>削減についても年間約2,100トンとなると試算しているところでございます。

説明としては以上になりますので、御意見等、委員の方々からいただければと思います。よろしく願いいたします。

○斉藤座長 御説明ありがとうございました。それでは、ただいま御説明のありました内容について御質問、あるいは御意見などがございましたらお願いいたします。御発言を希望される方は挙手ボタンを押してお知らせください。

それでは、まず小松委員からお願いいたします。

○小松委員 PETボトルリサイクル推進協議会の小松でございます。御説明ありがとうございます。

今回のPETボトルのラベルレス拡大については、御説明いただきましたように省資源、環境負荷低減にもつながりますし、それから消費者アンケート調査からもラベルレスでほぼ100%近くリサイクル行動ができるという結果も出ていますので、特に反対する理由も

ございませんので、ぜひ進めていただければと思います。

私から以下2つコメントさせていただきます。

1点目は、今回想定される量についてです。資料の11ページになります。これは全清飲さんからの要望書ですが、下の段の想定される効果ですが、まず全体感のお話をしますと、我々PETボトルリサイクル推進協議会の調査では、ラベルの平均重量が1グラム弱で、年間ざっと300億本ぐらい販売していますので、そうすると、ラベルの総重量というのは大体2万5,000トンから3万トン弱になります。そのうち自動販売機で販売される水と約半数の飲料ということで、トータル2,000トンのラベルが削減できるという数値かと思えます。これで大体全体の1割弱、数パーセントぐらいかと思えます。

今後、ラベルレスボトルが自動販売機で販売が開始されて、どんどんラベルレスが増えていくことを期待するのですが、今回は法改正までして進めるわけですから、経済産業省からも業界に対してしっかりと推進していただけるように御指導いただければと思います。例えばあまり評判がよくないからということで何かブレーキがかかるということがないようにというところもあるかと思えます。

また、今月から施行された資源法の改正によって、再生材義務化ということで、指定PETボトルも計画、実績報告の対象となっているのですが、残念ながらボトルのラベルは内容物に直接接触していないのですが、対象外となっているようです。ラベルレスは再生材利用というよりも、メインはリデュースなのですが、省資源、脱炭素の観点からもラベルも対象にして追加する等の検討をしていただければ、より一層ラベルレスが推進されるのではないかと思います。

2点目なのですが、現行の省令の文言についてです。こちらが12ページになります。御説明いただきました第2条の第1項は容器本体に刻印することが書いてあって、第2項がラベルに表示しなさい。ただし、以下、ケース販売の場合は外装のダンボール等にボトル本体はPETボトルですということと、三角のPETマークを表示すればラベル表示を省略できる旨が書いてあるのですが、今回、この資料をいただいて、改めて読み返してみると非常に分かりにくいというところがあります。こちらの当該容器というのがPETボトル本体で、当該容器包装というのが外装のダンボールを示していると理解するのにかなりしばらくかかりました。私もこの業界に長らく携わっていても、このような状況なので、今回のラベルレス拡大についてはより分かりやすい表現の検討をぜひお願いしたいと思えます。

経産省さんが作成しているパンフレットを読めば分かるのですけれども、この文言だと分かりにくいということがあるかと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○斉藤座長 ありがとうございます。ただいまの小松委員からのコメントについて事務局からお願いいたします。

○岡田補佐 ありがとうございます。1つ目は、リデュースに貢献するところでありますので、国としても3Rの取組を進めているなか、対象となる事業者に関しては制度も変えていくというところをしっかりと意識していただいて、取組を進めてほしいというお願いしていきたいと思っております。

あと、資源法の対象のところでございますが、飲食料品等が資源法の対象から除かれているところでは直接飲食料品等と接触する以外のところも、覆われているところは飲食用途として使われているものについて除いていくという考えのもとでPETボトルのラベルについても並びを取る形で対象外にしているというところでありますので、飲食料品を対象とする議論とともにラベルも対象とすることを引き続き検討していくものと思っております。

3つ目の省令の文言でございまして、箱売りにおける表示の省略が2条の2号のただし書で書かれているところがございます。小松委員御指摘のとおりかなり難解な表現となっております。私も理解するのがなかなか難しかったところがございますが、今回については、できる限り簡略化した形で改正を行っていききたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上になります。

○斉藤座長 ありがとうございます。小松委員、よろしいでしょうか。

○小松委員 ありがとうございます。

○斉藤座長 では、続きまして、根村委員からお願いいたします。

○根村委員 ありがとうございます。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の根村と申します。よろしくお願いいたします。

御説明いただきまして、趣旨や背景、意義などについて十分理解することができました。また、アンケート結果をお示しいただきましたので、ラベルレスのペットボトルでもリサイクルが進むというような結果であることも理解できましたので、特に反対というような意見ではなく、お進めいただきたいと思っています。

その中で1点、懸念事項といたしまして、現在の市町村などのPETボトルの処理の仕方などの広報を見ておられますと、やはりラベルやボトルの底に識別表示マークのあるものが対象ですというような御案内をされているところが多いように思います。改めて確認しようと思うと、ラベルがついていないことで、マークがないと思われてしまう方もいらっしゃると思いますので、今後の広報の仕方というのでしょうか、ラベルレスのペットボトルの存在をお伝えいただくようなことも同時に検討していただきたいと思います。

特に自動販売機で初めてそういったラベルレスのものを購入することになった消費者は、多分驚くかと思しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○斉藤座長 ありがとうございます。ただいまの根村委員からの御発言について、事務局から回答をお願いいたします。

○岡田補佐 ありがとうございます。今回ラベルレスになった場合については、PETボトルの本体に刻印がされるというところがございますので、これを見れば消費者、もしくは自治体のほうでもPETマークがついているというところは分かるとは思っている一方で、委員おっしゃるとおり、いきなりPETボトルがラベルレスになってびっくりするということはあるとは思いますが、広報の点については、こちらとしてもしっかりとやっていきたいと思っております。

○斉藤座長 ありがとうございます。根村委員、よろしいでしょうか。

○根村委員 御説明ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○斉藤座長 ありがとうございます。それでは、続きまして、田中委員からお願いいたします。

○田中委員 御説明ありがとうございます。プラスチック製の廃棄物が削減されるということで期待したいというところがございます。

1点、確認したいなところではありますが、今回の省令の改正で、たちまちほかのところには何か影響があるわけではないのですが、現在、PETボトルにはキャップとラベルのプラスチックマークと本体のPETマークが一括表示をされているというのがほとんどかと思えます。ラベルレス化によって、本体の刻印でPETボトルであることは判別できるものの、キャップについては、当然のことながらキャップ自体、プラのマークを表示しなければいけないということになるということが改めて確認ではないですが、関係者には御認識いただければと思います。

また、小松委員の御発言と同様でございますが、省令改正までするわけでございますので、自動販売機で販売される商品の中でこういったものが選べるという選択肢の1つとしてではなくて、業界として全員参加を御要望されているのでありますので、しっかり省令改正の効果が現実化するように願いたいところでございますので、経済産業省からも、むしろ所管とすると農林水産省なのかもしれませんけれども、きちんと御指導いただければと思います。

以上です。

○斉藤座長　ありがとうございます。ただいまの田中委員からの御発言について事務局からお願いいたします。

○岡田補佐　ありがとうございます。今、ラベルに一括表示という形でプラマークもついていまして、キャップとラベルと役割表示が2つ書いてあります。ラベルが取られることによって、キャップのプラマークは原則としてはキャップに表示していただくということになるかと思っております。

それから小松委員と同様の御指摘と理解しておりますが、省令を改正するというところで、リデュースできる選択肢が増えたという形になりますので、しっかりとリデュースを進めていっていただきたいというところは、全国清涼飲料連合会にも求めていきたいと思っております。

○斉藤座長　ありがとうございます。田中委員、よろしいでしょうか。

○田中委員　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○斉藤座長　ありがとうございます。それでは、織委員、お願いいたします。

○織委員　ありがとうございます。ほかの委員の先生方と同じように、私もプラスチックの省資源化という観点からもラベルレスは全体的に賛成です。ただ、そもそもこの組成、素材表示は必要なのかどうかという議論をきちんとするべきなのではないかと思っている次第です。

これはもともと、きちっと分別をしてもらうために組成を表示するということなのですが、多くの消費者がアンケートからも分かるように、これはリサイクルマークだと思っていることがすごく多い中、この組成表示というのが本当にどれくらい機能しているのか。今回だけではなくて、表示の在り方そのものについて、抜本的に議論する場というのも必要ではないかと思っております。

以上です。

○斉藤座長　ありがとうございます。織委員からの発言について事務局からお願いいたします。

○岡田補佐　ありがとうございます。制度自体が先ほど御紹介したとおり、30年ぐらいたってきて大分浸透してきているというところでございます。そういった中、消費者の認識もやはり浸透してきて、リサイクルのためのものであると認識していただいているのかなと思っておりますが、どこまでそこをしっかりと御理解いただいているかは、私たちも100%理解していないというところでもありますので、今後そういった調査もやりつつ、こういった見直しをしていったほうが3Rに貢献していくのかは検討していきたいと思っております。

○斉藤座長　ありがとうございます。織委員、いかがですか。

○織委員　ありがとうございます。とても重要なポイントだと思っています。これはリサイクル表示だと思っていて、これさえあれば確実にリサイクルされていると、このルートに乗るのだと誤解も生じるものですし、実際、組成を分けることによって、どれぐらい分別に機能しているのかどうか、その辺の実態とこの表示の効果というのはかねがね気になっているところで、もう既にかなり年月もたっているのです、何かの折にぜひ調査をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○斉藤座長　ありがとうございます。田中委員、御発言をお願いいたします。

○田中委員　もう一点、すみません。今回、自動販売機で販売する商品が対象になるかと思えますけれども、自動販売機で消費者が買われたものは、必ずしも自動販売機横の回収ボックスに空き容器を投入するとは限らないと思えます。御自宅に持って帰られて自治体回収のほうに出されるというケースもあろうかと思えますので、今省令改正の内容につきましては、自治体さんのほうにもきちんとアナウンスしていただきまして、一般消費者自体は、自治体の排出ルールに従って排出していますので、その辺の広報などについても、きちんと行き渡るようお願いしたいと思えます。

以上です。

○斉藤座長　ありがとうございます。先ほど根村委員の御意見にもつながるところがあるかと思えますが、事務局からお願いいたします。

○岡田補佐　この見直しについては、そもそも容器包装リサイクル制度も密接に関係するところであり、リサイクルの工程の中でフロー上の関係者については多くいらっしゃいますので、当然その関係者に対してのお知らせというところは必要になってくると思いま

すので、しっかり広報していきたいと思います。

○斉藤座長 ありがとうございます。田中委員、よろしいでしょうか。

○田中委員 ありがとうございます。

○斉藤座長 ほかにどなたか御発言を希望される方はいらっしゃいませんか。それでは、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 ありがとうございます。先ほどの織委員に近い意見なのですが、今回ボトルでJANコードがあるので、自動販売機用のみで多分展開されるというお話だったと思うのですが、このマーク自体が今回の実験を通じて、ほかの用途、日用品とか、あとPET以外のポリエチやPPの容器といったもの、これはリサイクラーでは御存じのように光学分別や比重分別でされていますのでリサイクル自体には問題ないと思っておりますが、今回の検証を基にほかの用途でもこういうことができないか。JANコードの問題はあるのですが、検証していただいて広げていただけるように行っていただきたいと考えています。

○斉藤座長 ありがとうございます。ただいまの青木委員の御発言について、お願いいたします。

○岡田補佐 ありがとうございます。リサイクルのためのマークに関しては、いろいろ御相談を受けることも多くて、こういったものにもリサイクル、識別表示のマークをつけることができませんかというお問合せはありますので、そういったものも一つ一つできるものは識別表示マークをつけてリサイクルを促進していくというところが大事だと思いますので、その検討は一個一個進めていければと思っております。

○斉藤座長 ありがとうございます。青木委員、よろしいでしょうか。

○青木委員 ありがとうございます。高品質なリサイクルを目指す上で、やはりラベルというのは品質を下げる懸念もありますので、ぜひとも推進していただければと思います。ありがとうございました。

○斉藤座長 ありがとうございます。ほかに御発言を希望される方はいらっしゃいませんか。お願いいたします。

○三牧課長 座長、すみません。経産省三牧です。

先ほど自治体への周知の御指摘を受けましたので、もしよろしければ全都清の金澤委員から自治体の周知の点で、我々が留意すべき点等がありましたら御発言いただけると助かります。

○斉藤座長 金澤委員、お願いいたします。

○金澤委員 全都清の金澤でございます。いつもお世話になっております。

今回の容器のラベルレスについては、自治体としても非常にありがたいことだと思っております。特にラベルを取るということが自治体の分別では非常に手間になっているところもございますので、今回は自動販売機中心ということですが、これも一般的に販売されているものにもつながっていけばと期待をしているところでございます。

また、今回のこの取組を各自治体に伝えるということにつきましては、私ども全国都市清掃会議といたしましても、会員の各市町村にしっかりとお伝えしてまいりたいと思っておりますので、経済産業省と協力の上、対応してまいります。

以上でございます。

○斉藤座長 ありがとうございます。三牧課長、よろしいですか。

○三牧課長 よろしく申し上げます。ぜひ連携させていただければと思います。ありがとうございました。

○斉藤座長 ありがとうございます。ほかに御発言を希望される方はいらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

特にないようですが、これまでいろいろと委員の方々から御質問、御意見等出させていただきましたけれども、特に省令改正について御異論はないと判断できるかと思っておりますので、本日、事務局から御提示のありました省令改正の方向性については御了承いただいたものとして取り扱わせていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後のことを踏まえて考えてみたときに、この省令改正の下で、今後ラベルレスがどのぐらい増えていくのかというようなところ、あるいはリデュースがどのぐらい進んでCO<sub>2</sub>削減にどのぐらい貢献できるのかという点については、効果をきちんと確認していくということが重要だと思っておりますので、その形で御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。それでは、最後に、事務局から連絡事項等があればお願い申し上げます。

○三牧課長 委員の皆さん、本日は闊達な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。御承認もいただいた一方で、文言や自治体への周知、そもそもの表示の議論や拡大していく上での検証、そして今座長からもCO<sub>2</sub>の削減効果等の検証もというところ

ろもございました。我々もしっかりと対応を検討していきたいと思ひます。本当にありがとうございました。

本日の議事録、議事要旨につきましては、事務局のほうで取りまとめを行ひまして、委員の皆様へ御確認いただいた後にホームページに掲載させていただこうと思ひております。

事務局からは以上になります。

○齊藤座長　　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了したいと思ひます。お忙しいところ御協力ありがとうございました。

——了——